▽日 時 平成26年7月18日(金) 午後2時から4時04分

▽会 場 府中市役所 西庁舎3階 委員会室

▽出席者 委員側 鈴木会長、平田副会長、加藤委員、佐賀委員、臼井委員、長崎委員、井村 委員、上條委員、木下委員、坂田委員、清水委員、田中委員、中田委員、 藤原委員、吉田委員、横山委員、室委員(17名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、小森保育支援課長補佐、前澤子育て支援課長、市ノ川子育て支援課長補佐、関根子育て支援課主幹、赤岩児童青少年課長、今永教育部長、酒井学務保健課長、山田学務保健課長補佐、福田健康推進課健康づくり担当副主幹、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、阿部児童青少年課放課後児童係長、青木葉学務保健課学務係長、加藤子育て支援課推進係長、徳永子育て支援課推進係職員、大内子育て支援課推進係職員(18名)

(株) アイアールエス

▽欠席者 若杉委員、中山委員、鷲尾委員(3名)

(開会)

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第4回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(※事務局 資料確認)

それでは、審議会の開催に先立ちまして、事務局より、4点ほどご説明をさせていただきます。 まず、1点目に、審議会の委員についてございますが、平成26年度より、新たに子ども・子 育て審議会の委員をお引き受けいただきました、府中市立小学校長会の代表者をご紹介させてい ただきます。矢崎小学校校長の委員です。

続きまして2点目に、本日の委員の出欠状況について、ご報告いたします。本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、3名でございます。また、委員につきましては、都合により遅れるとのご連絡をいただいております。

なお、本日の会議は、委員20名のうち、16名の委員にお集まりいただいており、出席委員数が過半数に達しておりまので、府中市子ども・子育て審議会条例第7条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

3点目に、本日の審議会の傍聴ですが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、 7月11日号の「広報ふちゅう」および市のホームページで募集をいたしましたところ、3名の 応募があり、すでにご入場いただいております。

最後に、本日の審議会の進め方について、会議次第のとおり本日の議題は3件となっておりま

すが、時間配分の予定について、あらかじめご説明させていただきます。

「(1) 平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について」は、前回審議会でご質問いただいた内容についての回答と、追加質問・ご意見があればお伺いすることとし、午後2時00分~午後2時20分までのおおむね20分程度を予定しております。

次に「(2) 学童クラブ(放課後児童クラブ)の改正事項について」は、前回審議会からの継続審議となっておりまして、事務局からの補足説明と、ご質問・ご意見等などをお伺いすることとし、時間配分としては、午後2時20分~2時50分までのおおむね30分程度を予定しております。

次に「(3) 保育の必要性の認定について」及び「(4) 教育・保育給付に係る利用者負担について」は、内容に関連性もあることから、事務局から2つの議題についての一括説明及び質疑応答とし、時間配分といたしましては、午後2時50分~4時00分までのおおむね1時間10分程度を予定しております。

なお、時間配分につきましては、審議の状況によって前後することもありますので、あくまでも目安ということで、ご承知おきいただければと思います。

それでは、議題に入りますが、前回までの会議と同様に、発言する際のマイクの使用について、 ご協力をお願いいたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

会長

今日は少し涼しい曇りの天気になっておりますが、お集まりいただきありがとうございます。 周辺では、子どもに関する事件など気になる事もたくさんございまして、府中市の状況は大丈夫 かなという気がしております。今日も学童クラブ等、議題がございますので、ご審議のほど、よ ろしくお願いします。

それでは、議題に入らせていただきます。

(次第1 議題(1)平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について)

会長

議題の「(1)平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について」、 前回からの継続審議となっております。委員からの質問に対し回答が保留となっていたものがご ざいますので、まず事務局からの回答をしていただき、その後、追加のご質問・ご意見等ありま したらお聞きします。

事務局

前回、ご質問があり、事務局で答えられなかった内容について回答します。資料 320128 ページ、目標 7、項目 4、ALT を活用した小学校での英語教育の 1 クラスあたりの年間実施時間数に関して、小学校 $1 \cdot 2$ 年生でのALT の実施の有無についてご質問ありましたが、資料に記載してありますとおり、 $3 \cdot 4$ 年生で 18 時間、 $5 \cdot 6$ 年生について 25 時間を実施しておりまして、 $1 \cdot 2$ 年生におきましては、府中市では全市的に実施している状況ではございません。なお、小学校における外国語の学習につきましては、平成 23 年度より新学習指導要領が実施さ

れまして、5・6年生の外国語活動が必修化されている状況です。

委員

わかりました。

会長

では他にご質問いただいていないのですが、みなさんの関連する領域でご意見がございました らいただきたいと思います。

委員

資料32-2では、平成25年度実施目標を達成できなかった事業として、ファミサポが入っていますので、提供会員の立場でご説明させていただければと思います。

資料32の5ページを見ていただきますと、会員数と活動件数の2つの数字で実施目標を達成しているかどうかを判断しているようです。活動件数を見ていただくとわかりますように年々減っております。活動件数も目標としては6,000件ですが、年々減っている状況です。「他の子育て支援サービスの充実する中で活動件数が減りました」と書いてあります。活動件数は減少していますがその要因として、恒常的にサポートを必要とする方が減少したことがあげられます。公的サポートが充実し、支援体制が整ったことによる減少と考えておりますので、むしろ喜ばしいことだと思っております。ファミサポは、「ちょっと預ける」という事業の内容ですので、恒常的に保育所にお迎えに行くなどは、本来の事業内容とは異なってくる。保育所での預かりが午後7時~8時まで延長されたことやトワイライトステイ事業が充実したことにより、利用回数が多い方への活動が減っています。一方で、他人同士を引き合わせるペアリングの件数は平成21年度から5年間連続して増加しています。サポートを必要としている人に提供会員さんをきちんと紹介できていますよ、という数字になります。また実際活動はしないけれど、近所に頼れる人がいるというところでペアリングをしておくことによって、子育て世帯の安心感というものに貢献できていると思っています。活動件数だけで重点目標を達成していない、とされるのは残念だと思いお話しさせていただきました。

会長

ありがとうございました。他にご意見やご質問はございますか。

委員

資料32の54ページの保育サービスの充実で、認可保育所で、「私立保育園の新設や分園の開設によって待機児童の解消を目指します。また、市立保育所への民間活力導入の検討を行います」と書いてありますが、どのような形で導入の検討をなさっているのか、お聞かせいただきたいです。

事務局

民間活力の導入の検討につきましては、昨年から保護者も交えて検討を進めておりまして、公立の対象施設6か所を基幹保育所として選定し、残りの9か所につきましては、民間活力の導入

をしていきます、と発表させていただいております。それまでの保育行政の基本方針も定めておりますので、現在、基本的にそこを中心に事業を展開していくというかたちをとっております。

委員

実際に民間活力の導入という部分でもう少し具体的なものがあれば、お聞かせ願います。

事務局

以前、この審議会でもお示しさせていただいた資料22になりますが、「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」を定めさせていただいております。その中で、民間活力の細かい導入手法も含めて記載しております。基本的に、民間活力の導入につきましては、通常は公立保育所を民間保育所へ移行するかたちをとるのですが、府中市の場合、採用手法は2つの手法を示させていただいております。直接移管方式と定員枠調整方式というやり方で、定員枠調整方式につきましては、同じ圏域にある複数の公立保育所を1つの公立保育所に統合するという2つの手法でございます。これについては、基幹保育所を6か所選定させていただきまして、残りの9か所の中で再編を進めていくということを示させていただいています。基本的には直接移管方式による民間へ移行するやり方と、もしくは公立保育所2つを統合して1つを廃止というようなやり方を今後府中市は進めてまいります。「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」の中に記載しておりますので、機会があればご覧いただければと思います。

会長

よろしいでしょうか。 9か所を再編して民営化したりしていくということだそうです。

他にご質問はありますか。今回で終わりではなく、次回気になることやご質問があれば、事務局に言っていただいてもよろしいですし、また次の審議会の時に質問をお願いします。とりあえず議題(1)はここまでとさせていただきます。

(次第1 議題(2)学童クラブ(放課後児童クラブ)の改正事項について)

会長

それでは、前回からの継続審議となっております、議題の「(2) 学童クラブの改正事項について」、事務局の方から補足説明があるとのことですので、お願いします。

事務局

それでは、前回の補足説明をさせていただきます。

前回は、府中市内で放課後児童に対してどのような事業を行っているのかという現状をご理解 いただくためのご説明を主にさせていただきました。

今回、市がやろうとしていることは、学童クラブに関して、現行の条例を改正することと、設備や運営の基準を新たに策定するということです。この新たな条例を策定するのは、民間事業が参入することを想定して最低基準をつくるということで、どちらも国からの指導により条例改正と新たに制定をする、この2つのことをやろうとしているということを、まず再確認させていただければと思います。

前回質問をいただいた中で、4年生の現状についてですが、7月1日現在、小学校22校で放課後こども教室に登録している児童が413名いらっしゃいます。児童数が全体で2,147人ですので19.2%が登録されている状況です。そのうち、新規で登録した4年生が118人いらっしゃいます。推測ですが、学童クラブは3年生までですので、4年生以降は新規で放課後こども教室に登録されるのではないかと推測しております。今年の3月末の時点で、学童クラブの3年生が386名ですので、割返しますと30.6%、およそ10人のうち3人のお子さんが登録をされたということは推測としてみえてまいります。

前回の審議会のあと、7月9日に放課後こどもプラン検討協議会を開催いたしました。その中でいただいた意見を、抜粋で発表させていただきます。「現在市内の学童クラブは定員がいっぱいだと思うが、対象が小学生に改正されると高学年の申込ができる可能性もあると思う。定員の方針としては小学生という枠で考えると思うが、府中市内では原則1~3年生までを基本に考えていくべきだと感じている。補足として「低学年を優先します」という文言があればいいと思う」というご意見や、「前回の会議で、高学年はできるだけ放課後こども教室を利用してほしいという話し合いがありましたよね」という確認のご意見もありました。

また、「今回の改正に関係して、国からの補助金があるのか」という質問をいただきましたが、 基本的に変わりません、今のところ新たな補助金の仕組みができるという情報はありません、と いう回答をさせていただきました。

「民間事業者の参入の予定や、民間事業者からの問い合わせはあるのか」というご質問もありましたが、お話としてはまだ1件もきておりません。

「学童クラブで4~6年生まで受け入れるとなると、放課後こども教室との連携が重要になってくる。放課後こども教室を長い間やってきて思うのは、通ってきている児童は1~4年生が大半を占めており、高学年の居場所づくりのほうはできているのか疑問に感じる。その他に放課後の充実を補える部分があれば、そちらにも予算を割いていただき、両者が協力できればいいのかなと感じている」というご意見。

それから、「現在学童クラブは定員がいっぱいで、けやきッズは普段は少ないという状況なので、けやきッズのほうを充実させていくのがよい思う。現状のシステムをそのまま利用し、利用価値を高めるのがよいと思う。PTA連合会と教育委員会とで懇談会の開催を予定しているので、放課後のあり方について委員の方達と話し合おうと思っている。各PTA会長も子どもたちの放課後を気にされているようだったので、けやきッズの充実を図り、学童クラブの負担を減らしていくのがいいと思う」というご意見。

「学童クラブはやはり連携面からも学校の敷地内に入れていくのが良いと思うが、空き教室を 積極的に使うという話も出ていて根本的にはどうすればいいのかと疑問に思っている」というご 意見。

「学童クラブの入会対象を小学生にして低学年を優先というご意見があったが、希望者は全部 入れるという国の基準がある以上、対象は小学生ということでよいのではないか」、「国の基準が あいまいで、最低基準となる厳格な基準を作るべき。現行基準を最低基準とするなど水準を上げ たものを作るべき」、「障害のあるお子さんを80数名お預かりしているが、国の基準で何も触れ ていないということが気になった。受け入れ基準を府中市独自で作っていると思うので、民間や 委託業者にはそれぞれ理解、納得したうえで学童クラブの運営してもらいたいと感じた」という 意見。 ざっとお話ししましたが、放課後こどもプラン検討協議会の中での意見は以上でございます。

会長

ありがとうございました。何かご質問はありますか。

委員

最後に触れられていた、障害のある子どもの受け入れが80数名ということでしたが、府中市 全体でその数字とのことかと思いますが、学校ごとに人数枠などは規定されているのでしょうか。

事務局

障害のある子どもの人数80数名は、全22校での数字でございます。現在の基準としましては、なかよし学級等がある施設につきましては、定員4名以内で受け入れています。障害のあるお子さんもいろいろな方がいらっしゃいますので、内部で事前に面接や視察をさせていただく中で、そのお子さんの受け入れができるかどうかについて、その都度考えているところです。定員も学童クラブによって一応2~4人と定めているのですが、場所によってはこういう状況のお子さんであればその枠にこだわらずお預かりできる、というかたちで、現在は希望されている83名の児童全員をお預かりする仕組みをとっております。施設の都合でこれ以上困難という場合には、第2希望で他に移ってもらったということも過去にはありました。

会長

委員、よろしいでしょうか。

それでは、事前に4名の方からご質問をいただいておりますので、順番に質問をしていただいて、事務局から回答をお願いします。それでは委員、お願いします。

委員

質問というより意見ですが、私は若者自立支援をやっておりまして、地域で子どもたちが育っていく方策がとられることが大切だと思いますが、地域で子どもたちが自立していくためのつながりになっていくとよいなと思います。今回、留守家庭の小学生ということで $4\sim6$ 年生に枠が拡大された時に、 $4\sim6$ 年生は普通は家で留守番できると思われますが、学童クラブにしても放課後子ども教室にしても魅力的なコンテンツが必要になってくる。そのコンテンツで地域での自立に向けたつながりが増えたらいいなと。

何を申しあげたいのかというと、よく自助・共助・公助と言われますが、こういった学童クラブで自助や共助とつながりを増やすような取り組みになればいいなと思いました。なぜそう思ったのかというと、私は北九州市や名古屋市のスーパーバイザーをしておりまして、政令指定都市ですけれども、子ども・若者総合相談窓口を作っています。それは教育相談でもなく児童相談所でもない中で、0歳~39歳までの若い人の話を聞きますよ、ということで作ったのですが、学校や教育相談に相談できない人たちが小中高の年代を含めていらっしゃいます。そこで、縦のつながりができることが重要だと思います。隣の調布市でも少し関わらせていただきまして、ある中学校での取り組みですが、卒業生がお寺で中学生に勉強を教えるようなつながり作りをしています。これも1つ、自助や共助の取り組みが行われていることになるかと思います。学童クラブ

や放課後子ども教室などそれぞれの制度の中でやりづらい部分もあると思いますが、地域での自立に向けて、子どもたちの自立に向けて位置づくようなものになればいいと思います。長くなりましたが以上です。

会長

ご意見いただきましたが、事務局より何かございますでしょうか。

事務局

ありがとうございました。ご意見として参考にさせていただきます。

会長

学童クラブや放課後こども教室の中では、子ども同士での共助などはできていると思いますがこういう制度ではないかたちでの何か地域での仕組みを、というところまではまだ府中市はまだ手をつけていない、NPOもまだ聞いていません。委員、ぜひ広報をしていただきたいと思います。

では、委員お願いいたします。

委員

私は民生児童委員の主任児童委員を20年近くやっており、放課後こども教室は8年くらい前からでしょうか、最初は5小と2小が実験校のようなかたちで始まって、その時からの放課後こども教室の委員として関わっています。学童クラブについては、前回の審議会で小学生全員が対象になるとの説明がありましたが、15年程前に主任児童委員で色々と皆様の意見を聞いたり調査をしたりした時、せめて4年生まで預かって欲しいというお母様がいらっしゃいました。選択肢があるという意味では、国の方針で対象が小学生となったのは良かったのかなと思います。

私の家の斜め前に小学校5年生のお子さんがいる家庭がありますが、お母さんが働いているので3年生までは学童クラブに行って、帰ってきた時にお帰りなさいなどと少し会話をしたりしていましたが、今は一人で鍵をあけて、塾の鞄に変えて出かけて行くようになりました。選択肢が広くなるという意味で6年生までというのはそれはそれでいいのかと思いますが、多分子どもは行かないだろうなという印象です。

放課後こども教室に関しては最初は手探り状態だったのですが、PTAの方たちが関わってくださって、最初はPTAのイベントのようなかたちで盛り上げて、現在に至っています。最近は、勉強や工作の日など、週の時間割、何曜日のこれには行きたいとか、今日はドッヂボールの日だから行きたいとか、そのような感じで特に1年生は関わっているようです。近所のお母様たちに話を聞いてみたら、放課後こども教室に関しては皆さん感謝していて、より充実を望むということでした。ただ、5~6年生になるとあまり行かなくなるようで、低学年の子どもたちが約束してけやきッズに行っている、と近所のお子さん達を見ていて感じました。これから放課後こども教室に関しては内容を充実させていくことで、お母様も子どもたちも喜んで参加できるものになっていくのではないかと思っています。

会長

現状のお話、また過去の経緯などをうかがいました。放課後こども教室はメニューが多く、選択できる、学童クラブと違って行きたい方が参加するというものなので、皆さん楽しめて評価が高いということになります。学童クラブのように毎日行かなければいけないというものではないということです。

それでは3人目のご意見、よろしくお願いします。

委員

府中市が放課後こども教室を始めたのは8年前で、私はその当時から現場をさせていただいて いる団体です。府中市で登録している子どもの数は13,000人で、約40%前後の子どもが登 録しています。これは近隣の市でも同じ状況です。登録した人数のうち1割が1日平均の参加率 です。1,000人の学校では400名の登録があって、毎日40名くらいが来るということにな ります。登録しているのは、低学年は約70%、3年生になると約50%、4年生になると20% を切るくらいの登録率です。参加率は1~2年生が非常に多く、3年生になると少なくなってき ます。4年生では一桁、5~6人の通常の参加数になっております。高学年が参加しないのはな ぜかと考えてみると、知識の量が多くなることと、よその町内まで自転車で遊びに行くといよう に行動範囲が広がるということ、それから習い事が多くなります。現在のお子さん達は3人に1 人が塾へ行き、3人に1人がスポーツや習い事をしたりし、3分の1は家にいる、というのが、 私が40年間小学生を見守ってきた状況です。高学年の参加率を考えるのであれば、府中市の現 状は調布市や世田谷区と同じように自由遊びが中心であるため、さきほど委員がおっしゃったよ うに、メニューを変えないと高学年は参加しないと思います。杉並区や小平市のように放課後こ ども教室で塾を想定した習字やそろばん、スポーツクラブなどを実施すれば、高学年は流れてく るのではないかと思っています。やるのであればもっと充実させなければならないし、場所の確 保も必要だと思います。

高学年が利用する場所として多いのは文化センターの児童館です。どうしても高学年はお腹が空きますので、一度家に帰って、また自転車でも来ることができ、仲間同士で集まってという状況が見受けられます。学童クラブについても、全学年を対象にしても、今までのやり方を踏襲するのであればそんなには増えないのではないかと思っております。

会長

ありがとうございました。お2人とも実際に関わっていらした経験から実態や推測で、学童クラブを高学年まで広げても参加者が多くなることは見込めないというご意見をいただきました。

事務局

ありがとうございました。確かに、市民意向調査では高学年の学童クラブのニーズ量は800何人というニーズがありますが、高学年でも毎日ではないようなニュアンスの方も含まれているのかなと思っております。放課後こども教室のメニューを充実させるという部分、事業をやっている以上は中身を充実させていかなければならないということは感じています。各団体とも相談させていただきながら、高学年にとっても魅力あるものを考えていかなければと思っています。

会長

委員よりご意見があったように、高学年はできるだけ自立する方向で、外で遊べるようにした 方がいいと。お金をかけてメニューを充実しても参加者が少ないと公費の無駄になるということ もありますし、そのあたりの兼ね合いが難しいところです。市民意向調査では利用したいという 人はいますが、実態を知っている方があまり高学年は来ないのではないかとおっしゃっていて、 私もこれが現実だと思っています。府中市の場合は節度をもってということで、児童青少年課で おっしゃっているように、学童クラブに高学年もみんなが来てもらわなくては、というスタンス ではないということでございます。

最後、副会長からもご意見をいただいていますので、お願いします。

副会長

皆さんのご意見でだいぶ出揃ったと思いますが、府中市では学童クラブは直営、放課後こども 教室は委託にて行っていますが、民間の参入を想定するということになると学校の公有財産を貸 し付けるという文言が資料にはありますが、民間の参入を積極的に推進したいという方向性なの でしょうか。稲城市などでは民間がやっている例がありますので、府中市の直営はやめにしてで きるだけ民営化したいのかどうか、方向性をお伺いできればと思います。

事務局

府中市の行財政改革プランでは、公設民営の考え方です。完全な公設公営のみで運営している ところは23市のうち6つだったと思います。行財政改革の考え方でそういったものを民営化し ていくべきとご意見をいただいている一方で、直営で維持してもらいたいというご意見もいただ いております。

それとは別に、新聞報道などで学童クラブのことが大きく取り上げられることがあるのですが、 国からは、放課後こども教室と学童クラブを一体または連携したものの構築を考えていきなさい、 という方針が出ています。あいまいな回答になってしまいますが、国の動向を見据えなければな らない、補助金等についてもどのような誘導策がでてくるのか、様々なことを見据えながら、現 在、一方は公設公営、一方は委託というかたちで行っているものを今後精査して検討していかな ければと考えています。検討していないのではなく、検討課題には入っているという状況です。

副会長

これからは、そのお答えが一番良いのかなと思うのは、例えば同じ小学校の4年生で、僕は学童クラブ、僕は放課後こども教室で、片方は5,000円、もう片方は保険料のみという、大人の都合ではそうでも子どもは理解ができないこともあるので、できれば一緒にやりながら応分な費用も負担できるものは負担して、という方向がいいのかなと思いました。

会長

ありがとうございました。学童クラブと放課後子ども教室の相互利用ではありませんが、保育所と幼稚園の関係のような、これも将来はどちらにも行けるとか、部分的に参加するとか、変化していくと思いますが、学校の中にきちんと場所があるので民営化の場合にどのように貸し出すかなど、これから制度が変わっていくことが期待されます。私も同感でございます。

それでは、他にご意見いかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員

学童クラブが6年生までとなると、親御さんも選択肢が広がって良いとは思うのですが、障害のある子どもの定員枠は2~4人、なおかつ障害によって受け入れられるかどうかも課題になっているということで、全体の枠の中で例えばそこの学童クラブに健常児のお子さんが増えた場合、障害のあるお子さんがこちらは空いているからということで途中で移らなければならない、ということがあったということも聞いています。なかよし学級がある所の学童クラブに行けず、結局は第2希望の所に行ってしまったということもあります。障害のあるお子さん達の放課後の過ごし方も考慮した定員とするのか、配慮されることが必要だと思います。

会長

ありがとうございます。障害のある子どもの枠についてご意見として承っておきます。 その他に学童について、委員、どうぞ。

委員

ご存じだったら教えてください。 3年程前にNHKで、放課後こども教室が始まって何年か経った時に、都内のどこかの区で成功した事例をやっていて、今日はピアノ教室、今日はバレエ教室などを提供していて、お金は0円ということはありませんが、普通に行くより安い月謝でした。これは1つの方法だなと思います。 どこの区だったか成功した区について、ご存じであれば教えてください。

委員

先程申しあげましたように、杉並区や小平市がそういった形でやっています。都内の小学校は 1,100 ぐらい放課後こども教室をやっていますが、やっている範囲も、教育委員会が行っている場合と、府中市のように市長部局がやっている場合がありますが、今はそのあたりの違和感は ありません。杉並区のある小学校では一度家に帰ってからもう1度来るというかたちもやっているので、参加率は高学年が多いです。

会長

お稽古ごとを学校でできるという、ヨーロッパではスポーツなどよくあります。そういう時代 がいつか来るかもしれません。

それでは、次の議題、今日のメイン議題に進みたいと思います。

(次第1 議題(3)保育の必要性の認定について、(4)教育・保育給付に係る利用者負担について)

会長

議題の「(3) 保育の必要性の認定について」及び「(4) 教育・保育給付に係る利用者負担について」、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局

(※ 資料33「保育の必要性の認定について」、資料34「教育・保育給付に係る利用者負担について」について説明)

会長

保育の必要性の認定についてと利用者負担について国の方針が出ましたので、それはほぼ府中市も追従というかたちです。この2つにつきまして、できる限りポイントを押さえて簡潔にご説明していただきました。何かご質問やご意見ありますか。

委員

2つ質問があります。1つは、利用者負担の算定根拠が所得税から市民税に変わることの理由、 ねらいを教えていただければと思います。

もう1つは、保育を必要性の認定基準のところで275時間、つまり11時間の保育で25日、日曜日以外は全てというのが、1年を通して契約するための条件ということなのですが、実際は土曜日というのはお休みの方が多いと思います。そのあたりの考え方、例えば以前に公立保育所で「土曜日は親が休みで家にいるのであれば、保育に欠けていないので子どもは家でみて下さい」と言われたという話がありますが、考え方として、認定は日々の保育に欠ける状態までを考えるものなのでしょうか。なぜこのように思ったのかというと、1日8時間と11時間というかなり細かい話をしている割には、土曜日に子どもが保育所に来ても来なくても保育料が同じであるというのは、アンバランスな気がします。保育を必要とするのは年間通しての話なのか、日々の限定する話なのか、分かればお聞きしたいです。

会長

国の方針ですので、府中市で分かる限りお答えください。

事務局

保育料の算定が、所得税から市民税に変わることについては、基本的に所得税については、府中市を含めて各市町村ではデータの管理がございません。市民税は各市町村で課税をしていますので、基本のデータが手元にあります。これは自由に使えるということではなく、当然審査をする時に申請をされる方の同意を得て使わせていただくということですが、いずれにしても非常に効率よく算定ができることになります。申請される方も、府中市に所得税のデータがないために、今までは源泉徴収票などを貼付していただく必要がありましたので、市のほうでもそれを確認しながら算定を行っていたというところで、双方での利点があると思っています。

2点目は、先ほど公立の例もありましたが、日曜日以外は土曜日も含めて保育の対象になるのが一般的になると思います。日々の状況まで考慮するのかというお話しがありましたが、月単位での保育の必要性になります。固定経費も含めて、子どもが休んでいる時には経費がかからないということではありませんので、月単位という考え方になります。

また、「親御さんが家にいる時は休んでください」というようなお話しがありましたが、現在は そのような考え方はありません。過去に保育が「措置」だった時には一部そういう考え方もあり ましたが、現在保育が「契約」に変わって月単位での契約ということですので、ご家庭の状態が 日常的にお勤めに行っていて、保育に欠ける状態であればお預かりするというのが現状となって おります。

会長

委員、ご納得いただけましたでしょうか。

委員

分かりました。

副会長

保育の必要性の認定基準については、国の子育て会議でもずいぶん激論がかわされたようです。 月48時間という最低限度というのもおかしいという意見もずいぶん出たようです。土曜日開所 というのも、文部科学省に質問したところ、地域の実情に応じて誰も来なければやらなくてもい いと返答した方もいるようで、1人でも来るのであれば開所する、いややはりやらなくていいの ではないか、と未だにもやもやしたものがありますが、結局年間300日という話は今のところ は決定しているようです。土曜日に来ないのであればやらなくてもいいのではないかという意見 はまだ根強くあるようですので、今のところはこれで決まっているようですが、これからもまだ 変遷がありそうな気配です。以上です。

会長

保育時間につきましては、立場で違ってきます。土曜日も開いているということで、ある程度 公費、経費が出るわけですね。そうすると経営者にとっては得な部分もありますね。土曜日は開 所しているけれども利用者が少ないのが現状ですが、これを開所しないとなると、またそれは大 変なことで、費用の問題にもなってきます。今は両方立場を活かしているような、緩やかな制度 ということになっていると思います。土曜日、お勤め先の休暇の曜日や日にちなど、厳格にいろ いろ見なければならなくなります。

他にご意見、ご質問ありますか。

委員

資料33について、認識の確認をさせてください。新制度における多少の変更点があると思うのですが、保育の必要性の認定基準のうち、育児休業に関する部分です。育児休業については企業によって1年~3年とありますが、子どもを預けるにあたり、育休を取得できる期間が3年あっても、出来るだけ早く復職することによって、子どもを保育所に預けるという実態が少なからずあります。新制度に移行することによって、多少は改善され育児休業を使えるような方向性になっていくものなのでしょうか。「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて」という一文が追加されていたので、そういった実態が改善されることにつながるのか、認識を教えていただければと思います。

事務局

今のご意見のとおり、そういう制度設計にはなっているのですが、国の子ども・子育て会議で

審議をしている最中です。基本的には、育児休業取得前に保育を利用している場合ですと、いったん保育所を退所してということが出てくるのですが、そうした場合には優先利用枠が設けられていまして、そうしたところで対応を調整する話もあるのですが、実状と市が進めていこうとするところは、慎重に議論をさせていただきたいと思っており、もう少しお時間をいただきたいと思っています。育児休業についても国の考え方についてもきちんと把握して、地域の実態にあった制度にしていかなければならないと思っております。以上でございます。

会長

育児休業をめいっぱい取っていただくという方向性としては国も市も求めているが、実態はなかなか進みません。乳児の保育の枠があるのでできるだけ早めに切り上げてということで、なかなか改善はされないけれども、その方向を求めていくということです。

他にご意見、ご質問いかがでしょうか。

副会長

一番この法律に関係している幼稚園ですが、今、市役所から全国的な調査ですが、意向調査が きています。4月からの新制度への移行については、幼稚園から「施設型給付に移行しません」 と申し出をしなければ、施設型給付の幼稚園になるわけですが、その施設型給付に移行するかど うかという内容の意向調査が7月11日で終わりまして、9月に本調査があります。現状では、 東京都の私立幼稚園のうち、学校法人設立の幼稚園の9割以上が「移行しない」という回答を出 しています。なぜかというと、教育・保育給付に係る利用者負担、資料34の2ページを見てい ただきますと、6月中旬に全国共通の公定価格が出ましたが、施設型給付になると府中市から幼 稚園に給付費としてお金が入ることになります。今までは個人から月謝をいただいていたのが、 市から振り込まれるようになります。ですが、東京都の幼稚園の場合、公定価格だけをいただい ているとかなりの赤字になります。保育所の算定の仕方を参考にしたそうですが、定員が200 名を超えると、圧倒的に単価が安くなるという計算だそうです。定員100名を1とすると、2 00名だと定員は2倍なのに補助率は1.6、300名だと定員3倍なのに補助率2.1だそうで す。公定価格のままだと赤字になるのは東京都の幼稚園はおそらく全部そうだと思います。上乗 せ徴収もできますが、そこでこの市の利用者負担の設定の方針というところなのですが、市と都 が上乗せしてくれるかもしれませんが検討中なので、まだ金額がわからない。幼稚園の来年の入 園についての説明会は9月、早いところは6月に説明会を行っています。そうすると、その時に 来年度の保育料がいくらですということが言えないですし、事務処理などが間に合わないので来 年度は移行しない、という回答をした幼稚園が9割ほどあるようです。

国はまだまだはっきり市に伝えていないところがあるようで、市も大変苦慮されています。そうした中で、この資料はとても分かりやすいです。担当の職員の方々が相当翻訳して分かりやすくなっている。ただ、まだ現場の幼稚園でも分からないところがあるので、対応しきれないので、来年4月はまだ移行しない、消費税が10%になったらまた変わると言っているが、10%になるかもわからないということで、平成28年4月くらいまでは、どうしようかなという状態が続くのかなと思います。私どもが決められないのは、都と府中市が上乗せしてくれる額が分からない。そのため今のところ移行しない幼稚園がほとんどだという現状です。

会長

幼稚園のリアルなお話をうかがいました。幼稚園では1号認定の保育料を見ると、2号、3号と比較すると低くなっています。経営が成りたたないため都と府中市の上乗せ額を待っているということで、来年すぐには難しいということのようです。

公募の保護者の委員の方、いかがでしょうか。保育所、幼稚園関係のこういった新しい仕組み について、感想で結構ですのでお願いします。

委員

私の子どもは、今幼稚園に通っているのですが、今日の議題は正直内容が難しくて、もう少し 読み込まないと内容が理解できないなと思っています。

前の議題ですが、けやきッズについて思うことがあります。 2年生の子どもがいて、けやきッズに通わせていただいています。何曜日は何をというカリキュラムが決まっているわけではありませんが、自由に遊ぶこと、府中市は公園が多い方だとは思いますが、不審者が多いというというようなこともあり、まずは学校の中で大人の目があるということで、安心して行かせていただいています。子どもが本来の遊びをできる場というのがとても少なくなっていると思うので、個人的にはカリキュラムというより自由遊びを提供しているけやきッズはありがたいですし、もう少しお金をとっても良いのではないかと思っています。子どもを預かるというのはとても大変なことだと思うので、安全に過ごせるのは感謝しています。子どもたちが安全に楽しく過ごせるようになればと思っています。

委員

私も、先ほどの学童クラブとけやきッズについて、思うことがあります。私の周りのお母さん方も、けやきッズは高学年になると子どもも行かなくなりますし、親御さんもそこに通わせる理由が見あたらない。高学年になると自分たちで公園などで遊んだりすることが楽しくなるため、お母さん達もそれでいいという方達がほとんどだと思うのですが、先ほどの習い事をさせるというのは魅力を感じます。例えば、限定されますがバレエはとても料金が高いです。それを学校の中でやってくださると、身近に習わせることができます。近所の大型マンションでは、そこに住んでいれば格安で習わせることができるというところもありますが、外部の住人達は入り込めないということもあり、けやきッズなどでそのようなことをしていただければ、子ども達が集まってくるのではないかと感じました。

会長

現役のお母様たちから、役立つご意見をいただきました。ヨーロッパやアメリカでは学校の施設を使ってお金を集めてスポーツや音楽関係の色々なクラブを習い事のようにしているものもあります。

副会長

先ほどの私の意見に関連してですが、6月に都議会が、国の内閣府や厚生労働省、文部科学省に「なぜもっと早く情報を教えてくれなかったのか」「幼稚園に情報を与えなさい」というような意見書を、都議会議長名で出しています。後で聞きましたら意見書は全会一致でないと出せない

ということです。現状では幼稚園が移行しないというのは、東京都のこうした状況をみても仕方がないなという状況です。以上です。

会長

幼稚園の経営者の方達は、緊張感を持って都や市や国の動向を見ていらっしゃると思います。 保育園関係の方は、いかがでしょうか。

委員

資料を読む限りでは、在籍している子どもたちは、今までどおりになるのかなと思っていますが、細かいところで、今までとは違ったことが出てくるのかなと心配しております。まだ細かいことは出ていませんが、保育時間や保育料について心配しております。

事務局

基本的に保育所は今のままで、ほぼ変わりません。ただ1つ、各幼稚園協会、これから認証保育所連絡会にもご説明をさせていただきますが、新たな制度の中で全てのところに関係してくるものとして、情報開示が大きなポイントになると考えております。国の新制度の位置づけの中で、何人の保育士がいて、どのくらいの年数の経験を積んでいる方なのか、そういうことが全て一律に横串になりまして情報として出てきます。情報開示がされることで、保護者が幼稚園・保育所を選ぶというのは、目玉であると市としては捉えています。

会長

2号、3号の移動はないけれども、保育所の中で、利用者が施設を横並びにして選ぶようになる、保育所同士の良い意味での競争といいますか、情報開示で職員の配置などがオープンになります。その辺りはいかがですか。

委員

私どもも、以前の措置の制度から利用者本意に変わってまいりましたので、そうなるだろうとは想像はしています。ただ、今はまだお子さんが入れない、待機児童がいるという状況なのでもう少し先の話になってしまうのかなという思いはありますが、やはり私どもが持っている情報は出していかなければならないと思っております。

会長

今は保育所側が有利というか、定員が足りないので。ただ年齢によっては、4歳児以上においては、動くかもしれません。認証保育所の関係者の方は、何かご意見、ご質問ございませんか。

委員

保育料については、現在の認可保育所が新しい制度で認定こども園にしなくても、市の方がなるべく変わらないように調整しているように思えますが、所得税から市民税に変わった時に、階層区分の境界にいる方が少し変わるということが出てくるかなと認識しています。

認証保育所は今は個別に保育料を決めておりまして、一般的に高いと言われておりますが、引

き続き、認証保育所としては格差を埋めるようなお願いをし続けていくことになるだろうなと思っています。

委員

公定価格については、副会長からお話がありましたが、定員120人くらいが平均値のようですが、幼稚園は200人とか300人を超えているところもありますので、100が200人になると2倍にならない、300人になると3倍にならない、というところが払拭されないと、私立幼稚園は移行していかないだろうなと。まだまだわからないことがあるので、今後27年度、28年度となり、どうなるかによって移行していく所もあるかな、というのが現状なのではないでしょうか。

会長

幼稚園は人数が多いところがありますが、ただスケールメリットですので200人、300人と多くなっても、単純に2倍、3倍にはならないというのは、一般の常識ではコストはダウンするのは当然かなという気もします。

委員

ここ数年、2~3年かけて移行していくのがどうなのかな、と都内の園長先生とお話しする限りは、移行する波ができないと移行は進まないのではないかと、現時点ではそう思っています。

会長

幼稚園が入ってこなくても、利用者が幼稚園にずっと通っていれば経営的にはそのほうがいい ということで、双方いいわけなのですが、新制度の進行上、幼稚園が新制度に移行しないという ことは、どう影響するのでしょうか。

事務局

次回の審議会で確保方策、5年をベースに事業計画をつくるのですが、その中での確保方策をお示しすることとなります。国の方針としては、ニーズ調査を行ったその数字に基づいて施設等を整備していくということになっています。国が考えていたことは、0~2歳で待機児童のところは保育でしっかりと行い、その後、3歳児以降は同じ保育の質の中で、幼児期の学校教育も含めて、同じ土俵のなかで子どもたちを接続するという意味もあって、認定こども園を普及させようという方針になっています。先ほど副会長からお話がありましたが、幼稚園がそのままの幼稚園ということになると、0~2歳までの保育の後、別の所に移れる選択肢がないということが課題になると思います。次回こちらからもお示しさせていただくようになりますが、3~5歳児の子どもの行き場所の確保については、市の方向性も含めて次回お示しし、ご審議をいただくのかなと考えております。9割方の私立幼稚園はそのまま幼稚園として残るとのことですので、私どもが認定こども園を作っていくのか、幼稚園に施設型給付ということでご協力いただくのか、そこは計画の中にどのようにおとしていくか、検討しなければならないと考えております。

副会長

明確にしたいのですが、私は反対勢力、抵抗勢力ではありません。都の私立幼稚園連合会もはっきりしたことが出てくれば移行をすると思います。ただ現状では説明できないから移行できない、ということです。多分、平成29年、30年くらいには移行する所が70%、80%になっていると思います。預かり保育についても、子どもは家でみるものだと言っていた幼稚園も今は94%が預かり保育を行っています。しかし、情報量が少なすぎて現状としては移行できない、ということです。制度自体に賛成・反対ということではなく、法律で決まっているわけですから、色々なことがわかれば、移行はすんなりといくと思います。そうやって計画を立てているところです。

会長

都や市の上乗せ分などの数字の問題もありますし、あと1年間様子を見て、というところでしょうか。保護者の中には3号認定を受けているけれども、幼稚園どうしようかな、という方が一部出てくるかもしれませんね。

よろしければ、ご発言いただいていない委員の方、委員につきましては今回初めてでいらっしゃるので、ご感想があればお願いいたします。

委員

新制度というのは、そういうことなのだなと思いながら聞いておりました。小学校では、けやきッズ、学童クラブにつきましては私なりの意見はありますが、それはまた追々話していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

委員

私はファミリー・サポート・センターの提供会員をやっていた時に、学童クラブに子どもをお迎えに行っていた時期が3年ほどあり、学童クラブの先生たちとお話しする中で、その先生達の苦労もよくわかりました。晴れの日は外で三角ベース、野球をやっていられるけれども、雨の日がとっても大変だと。女の子は宿題などをしていますが、男の子はエネルギーが有り余って、走り回ってもう大変でした。それほど広くない部屋で、今後は全員受け入れるということですよね。先生方も嘱託職員の方が多く、梅雨の時期は学童の教室の中は大変だろうなと思っております。学童クラブの中の現状の解決策がなにかあればいいなと思います。

委員

保育の認定につきまして、私も間もなく3歳になる孫がいますので、親たちとよく勉強してい きたいと思っております。この審議会でも、よくお話を聞かせていただきたいと考えております。

委員

商工業という立場から来ておりますが、小さいお子さんがいらっしゃる働き手が、少しでも安い負担で子どもたちを預けられて、というのは興味を持って聞いております。今日のお話ではまだまだ難しく理解しきれない部分もありますが、いろいろと難しい問題もあるのだなと思いました。もう少し勉強したいと思います。

会長

皆さんからご意見をうかがいました。 次第の「2 その他」について事務局よりお願いします。

(次第2 その他)

事務局

それでは事務局から、次回の審議会の日程等について、確認をさせていただきます。

次回審議会につきましては、本日開催通知を配付させていただきましたとおり、7月29日(火)の午後2時から、場所は市役所北庁舎3階の第6会議室とさせていただきます。内容につきましては、「子ども・子育て支援計画(仮称)の素案について」とし、第2回審議会で議題といたしました「計画骨子(案)」の内容にプラスして、各施策目標の具体的取組内容や、各事業の確保方策とその方向性について、議題とさせていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。今日の議題について、もしご質問やご意見がありましたら事務局に お寄せ下さい。今後の幼稚園の動向がありますので、副会長から最後に一言お願いします。

副会長

私は、保育検討協議会に出た際に、保育所も幼稚園も垣根がうんと低くなり、お互いに色々子どものためにやっている時代なのだというお話しをさせていただきました。国が考えている理念については一緒にやっていったほうがいいし、保育所と幼稚園と同じようなことをやっていて補助の額や保育料が違うのは以前からおかしいと思っておりました。いずれ、国や都や市の内容が明らかにになれば、幼稚園も協力することはやぶさかではないと思っております。認定こども園についても、幼稚園協会で勉強会をして移行しようという話もあったのですが、政権交代があり、よく分からなくなったのでやめてしまいました。そして、その後にこの法律ができました。子どものためにはいい形を取りたいというのは、幼稚園協会全体の総意です。以上です。

会長

それでは、これで平成26年度第4回の審議会を終了いたします。 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

以上